

市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)

1 受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方

市民利用施設の使用料については、現在、全市統一的な考え方に基づいて設定されておらず、個別施設ごとに検討・設定されている状況である。

このような状況を踏まえて、負担の公平化を図り、市民から理解の得られる使用料とするため、市政改革プラン(平成24年7月策定)において、『市民利用施設の使用料について、当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活の上で必需かどうか(必需性)、民間でも提供されているものかどうか(市場性)といった施設の特性や市外居住者の負担のあり方の観点から、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改定する』という方針を定めた。

今回、この方針に沿って、市民利用施設の受益と負担の状況をフルコストで把握し、施設の性格やサービスの内容に応じて、施設の運営に係るコストの一定割合を利用者(受益者)に負担していただくという全市統一的な考え方をとりまとめた。

今後、この考え方に基づいて、経費削減や目標数値を設定して利用者数、利用率の増加を図った上で、施設ごとの負担状況の点検・精査を行い、他都市の使用料水準等も勘案の上、必要に応じて料金改定を行う。

(基本的な方針)

- ・受益者負担の原則の徹底
- ・使用料の算定方法の明確化
- ・施設の性質別類型化と負担基準からの整理

(具体的な取組)

(1) 参考・目安(検討にあたっての仮定の数値)となる受益者負担基準の設定

施設を利用される方と利用されない方との負担の公平化を図るため、施設サービスの特性等に応じ、検討にあたっての仮定の数値となる参考・目安としての受益者負担基準を設定する。

(2) 施設の受益と負担状況の公表

応分の負担を求める受益者や市民の皆様に分かりやすく説明できるように、施設の受益と負担状況について当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに公表し、透明性を確保する。

(対象施設)

公の施設等のうち、産業や生活の基盤となる公共施設であるインフラストラクチャー(社会基盤施設)

*を除いた施設で、広く一般の利用が認められる施設。

*例)誰もが自由に使用できる道路、公園、独立採算的な性格が強い上・下水道施設、法令で算定方法が定められている市営住宅など

また、インフラストラクチャー以外の施設であっても、法令等により受益者負担の基準が定められているものなどについては、今回の点検・精査の対象外とする。なお、特別会計・公営企業会計施設については、この考え方を踏まえた自律的な見直しを促すものとする。

【対象外施設】

- ・大阪市独自の判断によって使用料の設定・変更ができない施設等
 - ア 法令等により使用料を徴収することができない施設
 - イ 法令等により使用料の算定方法等が定められている施設
 - ウ 自由使用施設等利用者に負担を求めることが困難な施設
 - エ 廃止の方向性が打ち出されている施設
 - オ 普通財産として貸し付け、適正な貸付料を徴収している施設
- ・独立採算が強く求められる特別会計・公営企業会計で経理する施設

【市民利用施設のうち受益と負担のあり方の検討対象】

分野別	対象施設	対象外施設 **
地域福祉	区民センター・ホール等(32館) 社会福祉センター 社会福祉研修・情報センター 西成市民館	城東区民ホール 市民交流センター(10館) 老人福祉センター(26館) いきいきエイジングセンター
	35施設	38施設
スポーツ・健康づくり	スポーツセンター(24館) 屋内プール(24館) 屋外プール(1館) 運動場(23箇所) 庭球場(13箇所) 野球場(12箇所) 体育館(中央・千島・東淀川) 長居陸上競技場 長居第2陸上競技場 長居球技場 鶴見緑地球技場 長居相撲場	舞洲運動場 庭球場(マリンテニスパーク北村・北港ヨットハーバー) 舞洲野球場 体育館(舞洲)
	105施設	5施設
青少年健全育成	こども文化センター 長居ユースホステル 青少年野外活動センター(信太山)	青少年センター びわ湖青少年の家 青少年野外活動センター(伊賀)
	3施設	3施設
子育て支援	子ども・子育てプラザ(24館)	子育ていろいろ相談センター 愛光会館(母子福祉センター)
	24施設	2施設
生涯学習等	クレオ大阪(中央) 市民学習センター(阿倍野) 総合生涯学習センター 科学館 美術館 東洋陶磁美術館 大阪歴史博物館 自然史博物館 天王寺動物園 長居植物園 咲くやこの花館 クラフトパーク 城北菖蒲園	地域図書館(23館) クレオ大阪(東・西・南・北) 市民学習センター(弁天町・難波・城北) 中央図書館 環境学習センター
	13施設	32施設
その他	大阪産業創造館 阿倍野防災センター 住まいのミュージアム 中央公会堂 芸術創造館 音楽堂 水の館ホール 陳列館ホール 大阪城西の丸庭園 大阪城天守閣	大阪国際交流センター 下水道科学館 大阪南港野鳥園 水道記念館 アゼリア大正 リフレうりわり 湊町リバープレイス 舞洲野外活動施設 大阪南港魚つり園
	10施設	9施設
計279施設	計190施設	計89施設

** インフラストラクチャー(社会基盤施設)を除く

2 使用料の算定方法の明確化

(受益者負担率と受益者負担の対象とする施設運営コストの範囲)

【受益者負担率】

$$\text{受益者負担率} = (\text{徴収する使用料} + \text{減免額}) \div (\text{経常的な施設運営コスト})$$

受益者負担率を算出するにあたっては、所定の使用料を減免している分についても徴収したものとみなし、受益者負担の対象とする施設運営コストは、減価償却費等を含めた経常的な施設運営コストとする。

【受益者負担の対象コストに算入しないもの】

・土地の取得に要したコスト

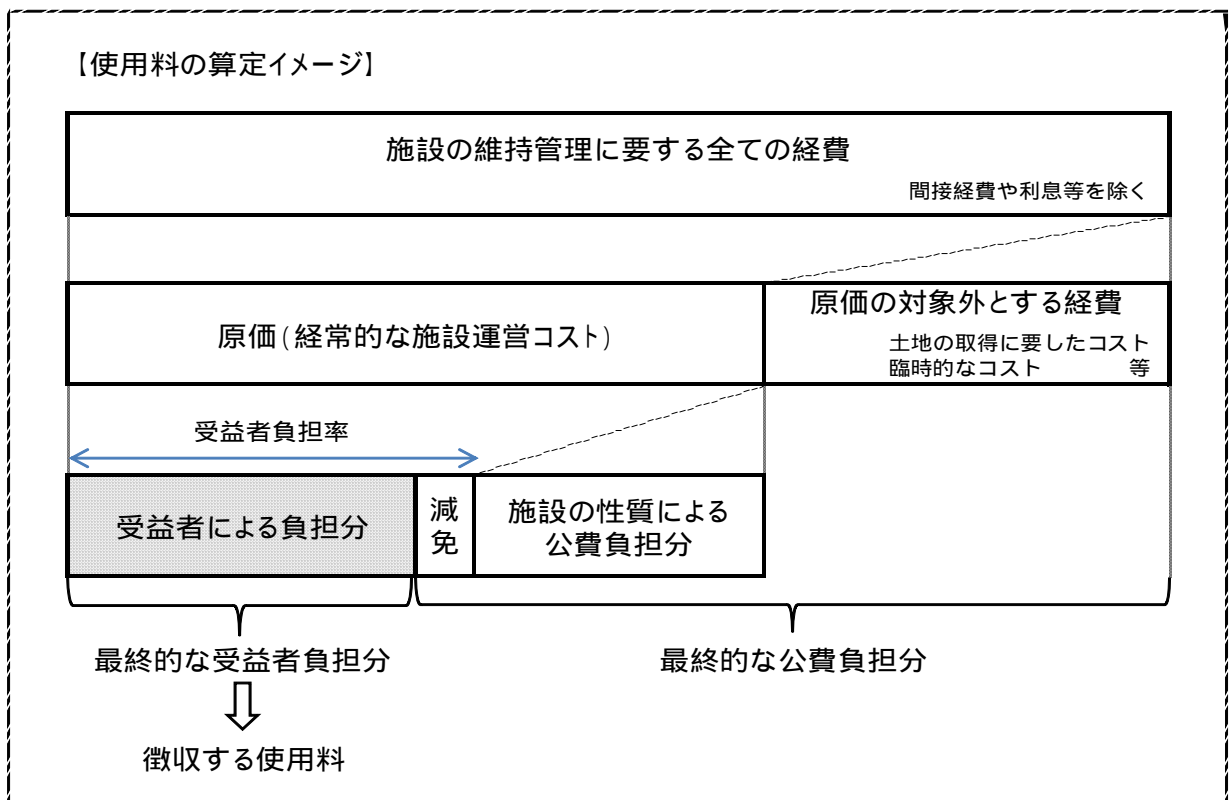
土地は他の有形固定資産と違って、年数の経過により資産価値が減少するものでないことから減価償却の対象とならず、また、施設が廃止されても市民全体の資産として残るため、算入しない。

・臨時的なコスト

災害による現場の復旧に要したコストなど特殊事情により一時的・臨時的に要したコストなどは、通常の施設サービスを提供するのに直接関連しないので算入しない。

・その他

相談事業や研修事業などのうち、行政が本来市税を投入して実施するべきものは、コストに算入しない。



3 市民利用施設の特성에応じた類型化と受益者負担基準の設定

(施設の特性に応じた類型化)

(1) 必需的施設(施設サービス)と選択的施設(施設サービス)

ア 必需的施設(施設サービス)

市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する基礎的なもの

- ・法令等により実施義務があるもの
- ・市民生活上欠くことのできないもの
市民の権利保護に関わるもの
経済的困窮者などの経済的弱者を対象としたもの
なくなると市民の安全・安心が著しく損なわれるもの

など

イ 選択的施設(施設サービス)

基礎的な施設(施設サービス)以上のものや個人の価値観等によって選択的に利用するもの

- ・大阪の都市魅力の継承、創造、向上、発展に大きく寄与するもの
- ・市民生活や余暇を潤いのあるものとし、市全体のレベルアップに寄与することを目的としたもの
- ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違い等によって、選択的に利用するもの
- ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用するもの

など

(2) 市場的施設(施設サービス)と非市場的施設(施設サービス)

ア 市場的施設(施設サービス)

民間により提供されているもの、提供が期待できるもの

- ・民間に相応の実績があるもの
- ・民間と競合性が高いもの

など

イ 非市場的施設(施設サービス)

民間による提供が困難なもの

- ・法令等により行政による関与が定められており、民間が参入できないもの
- ・使用料が非設定(低廉)等で採算が合わないなどから、民間参入が困難なもの
- ・民間に類似施設があるが、事例が少ないもの

など

(1)(2)の基準に基づき、各施設をその特性に応じて位置づけて、各象限に参考・目安となる受益者負担基準を設定(別紙「マトリクス表」参照)。

4 個々の施設の受益者負担の見直しの進め方

(1) 見直しの進め方

(原則)

受益者負担率が受益者負担基準を下回っている施設は、設定された基準を参考・目安(検討にあたっての仮定の数値)にして検討を行うが、「受益者負担の原則」に基づき、市民の理解を得ながら、応分の負担を求めるために、経費削減や目標数値を設定して利用者数、利用率の増加を図った上で、使用料の見直しを検討する。

料金の改定にあたっては、施設の指定管理者の更新時期にあわせて検討していく。

また、公費負担の公平性を確保するため、市外利用者の料金体系を検討する。

さらに、受益者負担率の向上に向けて、少なくとも企業活動等目的外利用でホール・会議室等を使用する場合には、実コストを勘案して受益者負担率が100%となるよう別料金体系も検討する。

(見直すにあたっての留意事項)

原則は減価償却費を算入すべきであり、そのベースでの受益と負担の状況を公表していく。しかし、減価償却費などイニシャルコストを原価に算入していない他都市が多いこと等を勘案し、当面の目標として減価償却を算入しないコストをベースに、他都市の使用料水準等も考慮して改定を検討する。

また、施設サービスの内容等が多岐にわたる、あるいは、区長が地域の特性に応じた施設運営を行うなど、今回の原則によることが適切でない場合は、その理由を明確にして合理的な料金の設定を行う。

(施設の実情に応じた補正)

受益者負担率はあくまで施設全体で算出するのを基本とするが、行政が担う機能を有する施設においては、行政が本来市税を投入して実施すべき事業(相談・研修等)を実施している場合は、その事業に係るコストを除外して受益者負担率を算出する。

講座事業についても、公共人材の養成講座など行政が本来市税を投入して実施すべきものについては、コストから除外する。民間と競合する講座事業についてはコストに算入する。指定管理者の自主事業についてはコストを100%徴収しているので事業費から除いて受益者負担率を算出する。

例えば、貸室機能のほか相談機能・情報提供機能等も備えた複合機能施設における貸室機能の受益者負担率の算出については、

受益者負担率 =

(徴収する使用料 + 減免額) ÷ (経常的な施設運営コスト × 貸室面積 / 施設全体面積)

施設全体面積には共用部分面積を含まない。

とする。

(2) 激変緩和措置

使用料の値上げが利用者的大幅な減少を招き、使用料の再値上げということにならないよう、使用料が大幅なアップとなる場合には激変緩和措置を設ける(原則上限:最大50%アップ)。

市民利用施設の類型と受益者負担基準 考え方の例

別紙マトリクス表

